

提 言 書

令和5年1月

大 津 市 議 会

はじめに

本市議会では、歯及び口腔の健康を生涯にわたり守ることにより、市民の生活の質の向上や健康寿命の延伸を目指すことを目的として、議会版実行計画である大津市議会ミッションロードマップ2019のテーマの一つとして、「歯と口腔^{くう}の健康づくり」を掲げ、令和3年9月に政策検討会議を立ち上げ、議論を進めてまいりました。

会議では、大津市歯科医師会や滋賀県における歯科保健担当部局と意見交換することにより、当該分野における知見を深めた後、委員間で議論し、市執行部に対し質問をし、書面回答を得ました。

会議において委員間で議論を重ねる中で、様々な気づきがあり、それを一つの形にしたものがこの提言です。

執行機関におかれましては、この提言に基づき、今まで以上に「歯と口腔の健康づくり」について取り組み、大津市民の歯と口腔の健康を改善し、ひいては大津市民の健康寿命の増進に努めていただきますことを切に期待します。

なお、本件提言については、原則として令和5年2月に取組の実施状況等について報告を求める予定ですので、あらかじめ御承知おきください。

提言

Ⅰ 子どもの歯及び口腔の健康づくりの推進

(1) 小中学校でのフッ化物洗口に向けての現状把握と効果の検証

学齢期における学校現場でのフッ化物洗口の実施は、う歯の予防に係る効果を証明するデータも多く、広く児童が平等にう歯の予防等の恩恵を受けられるという意味でも有意義と考えられるが、他方で、う歯の多寡は児童それぞれであり、一律にフッ化物洗口を実施することがう歯の予防における唯一の効果的な方策とも限らない。

また、フッ化物洗口は、学校現場の負担やフッ素の過剰摂取による斑状歯等の問題も指摘されているところである。

現在、執行部では「フッ化物洗口実施に関するプロジェクト会議」を立ち上げ、市内の小中学校におけるフッ化物洗口実施に向け議論されているところであるが、フッ化物洗口の実施に当たっては、各学校における児童が有するう歯の状況等をしっかりと把握し、引き続きより効果的な方策を検証しながら実施されたい。

なお、実施においては、保護者への説明を丁寧に行い、十分に理解を得た上で実施されたい。

(2) フッ化物洗口実施における安全管理等の徹底

フッ化物洗口の実施においては、劇薬扱いとなっているフッ化物洗口剤を取り扱うため、保管、管理上の課題や児童の誤飲のおそれ等実施において留意すべきことが多数あることから、

これらに対して十分に対策を講じ、安全管理等を徹底されたい。

(3) 家庭における口腔衛生を保つことの習慣付けと支援対策

子どもの口腔衛生を保つためには各家庭におけるブラッシング等家庭における取組も重要である。特に子どもの養育に関する課題を抱える家庭においては、福祉との連携を図り、当該家庭における子どもの歯と口腔衛生を保つことが重要である。よって、家庭において口腔衛生を保つことの習慣付けに関する取組をより一層推進するとともに、状況に応じて教育委員会と福祉関係部局とが連携を図りながら、必要となる支援を実施されたい。

2 歯科・口腔疾患の理解と予防・治療の推進

(1) 歯科疾患が及ぼす全身疾患への影響等についての周知・啓発

歯科疾患が糖尿病、心血管疾患、誤嚥性肺炎等、全身疾患に及ぼす影響が重大であることに鑑み、折に触れて市民への周知・啓発に努められたい。

(2) 50歳から70歳までの歯科検診の拡充と妊婦の歯科検診の受診率向上

現在、本市では、歯周病の予防・早期発見という観点から、30歳、35歳、40歳及び45歳と若年層に対象者を絞って歯科健診を実施しているが、政府による「経済財政運営と改革の基本方針2022」においても国民皆歯科検診の言及がなされているように、生涯にわたって歯・口腔の健康を保

つためにも、５０歳から７０歳までの歯科検診について実施することを検討されたい。併せて、口腔がんにおいても好発年齢は５０歳以上であることから、検診を実施されるよう検討されたい。また、妊婦の歯科検診についても、受診率を向上させるような取組を検討されたい。

(3) かかりつけ歯科医をもつことの推進

かかりつけ歯科医をもつことは、定期的に特定の歯科医師の診察を受けることとなり、本人が気づかない口腔内の変化を把握することができ、このことが歯科疾患の早期発見、早期治療につながる事となる。

については、歯科検診の受診により要治療となった市民を通院による治療に確実につなげる取組等、市民がそれぞれのかかりつけ歯科医をもつことを推進するように啓発されたい。

3 障害者（児）・要介護者等の歯及び口腔の健康づくりの推進

(1) 障害者（児）・要介護者入所・通所施設における歯科検診及び口腔ケアの実施

障害者（児）・要介護者入所・通所施設において、各入所・通所者の口腔衛生を管理していると思料するが、各施設において入所・通所者の状態に応じた適切な口腔ケアが実施されるよう、助言・支援を実施されたい。

(2) 障害者（児）・要介護者の歯科保健サービス提供

障害者（児）・要介護者は日常的な口腔ケアが不十分となり

やすく、口腔状態が悪化しやすいことに鑑み、障害者（児）にあっては障害児巡回歯科保健指導や医療従事者に対する障害者（児）歯科研修会等、要介護者にあってはおおつ元気アップ教室、健康いきいき講座等の事業を通じた口腔機能の向上に係る取組の充実を図られたい。

(3) 認知症高齢者に対応した歯科保健・歯科医療の提供

認知症を患い、認知機能の低下により、意思表示が困難となる高齢者が今後も増加していくことに鑑み、家族等の介護者とともに本人の意思を十分に酌み取り、適切な歯科保健・歯科医療を提供していく仕組みづくりについて検討されたい。

(4) 多職種と歯科医師との連携

各あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）において7ブロックごとに実施されている多職種連携事業を更に推進し、口腔ケアの分野において、これまで以上に歯科医師を筆頭に、チームで高齢者等の口腔機能の向上に取り組まれたたい。

(5) 退院時のカンファレンスにおける歯科専門職の参画

退院時のカンファレンスにおいて、必要に応じて歯科専門職が参画し、患者の口腔状態の把握及びその後の支援が行われる仕組みづくりについて検討されたい。

(6) オーラルフレイル対策の推進

近年、オーラルフレイルという概念が提唱され、高齢者の口腔機能の低下が心身の機能の低下にまで及ぶことに警鐘が鳴らされている。高齢化社会における健康寿命の延伸を考え

る際に、オーラルフレイル対策は欠かすことができないものであり、口腔体操の普及等オーラルフレイル対策を推進することを検討されたい。

4 在宅歯科保健・歯科医療の体制整備

(1) 在宅での歯科保健サービス及び歯科医療の提供体制の整備

在宅での歯科保健サービス及び歯科医療の提供体制について、現状を把握し、情報通信技術の活用を視野に入れつつ、在宅の高齢者、障害者、終末期を迎える患者等の歯科医療が必要となった場合に速やかに必要な歯科医療を提供することができるシステムの構築を検討されたい。

(2) 訪問歯科診療に関する情報提供及び円滑なサービス提供に係る関係機関相互の連携

疾病、傷病等により訪問歯科診療を必要とされている方に対し、訪問歯科診療に関する情報を分かりやすく提供するように努めるとともに、円滑に当該サービスを受けることができるよう、地域包括支援センター、ケアマネージャー、相談支援専門員等と訪問歯科診療所等との連携強化を図られたい。

5 歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定

現在、本市では、健康おおつ21において計画を進めているところであるが、健康おおつ21の計画期間は10年と長期であり、よりきめ細かな目標値の設定を行うため、3～5年の目標設定に

されることを検討されたい。

また、ライフステージごとに目標を設定し、具体的な施策について検討した上で健康おおつ２１の計画に位置付けていくよう検討されたい。

6 口腔保健支援センターの設置

本市の実状に応じた歯科口腔保健の施策が実施されるよう歯科口腔保健の推進に関する法律（平成２３年法律第９５号）第１５条第１項に規定する「口腔保健支援センター」を設置することを検討されたい。